3　短期の貿易関連偶発債務	20						
4　特定の取引に係る偶発債務	50						
（うち経過措置を適用する元本補塡信託契約）	50						
5　ＮＩＦ又はＲＵＦ	50						
6　原契約期間が１年超のコミットメント	50						
7　信用供与に直接的に代替する偶発債務	100						
（うち借入金の保証）	100						
（うち有価証券の保証）	100						
（うち手形引受）	100						
（うち経過措置を適用しない元本補塡信託契約）	100						
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	100						
8　買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—						
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	100						
控除額（△）	—						
9　先物資産購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100						
10　有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100						
11　派生商品取引及び長期決済期間取引	—						
カレント・エクスポージャー方式	—						
派生商品取引	—						
外為関連取引	—						
金利関連取引	—						
金関連取引	—						
株式関連取引	—						
貴金属（金を除く。）関連取引	—						
その他のコモディティ関連取引	—						
クレジット・デリバティブ取引（カウンター・パーティー・リスク）	—						
一括清算ネッティング契約による与信相当額削減効果（△）	—						
長期決済期間取引	—						
標準方式	—						
期待エクスポージャー方式	—						
12　未決済取引	—						
13　証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0～100						
14　上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100						
合　　計	—						

（記載上の注意）

1　「４」及び「７」の内書き中の「経過措置」とは、平成22年３月31日前において当該組合の締結する元本補塡信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、平成19年３月31日前の自己資本比率の算出の例による場合を指す。

2　「８」内書き「控除額（△）」には、求償権付の資産売却について、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該標準的手法採用組合が損失の一部を負担することとなる場合であって、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額の８％に相当する額を下回ったときに、当該下回る額を８％で除して得た額を記載するものとする。ただし、一部資産（オン・バランス）項目で信用リスク・アセットの額が計上される場合には、当該計上額を控除額に加えて記載するものとする。

3　遡及適用又は誤謬（ごびゅう）の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

（付表３）オペレーショナル・リスク相当額算出表　（単位：千円）

掛目	オペレーショナル・リスク相当額	直近１年間		左記の前１年間		左記の前１年間	
		粗利益（掛目前）	粗利益（掛目後）	粗利益（掛目前）	粗利益（掛目後）	粗利益（掛目前）	粗利益（掛目後）
15%							